

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

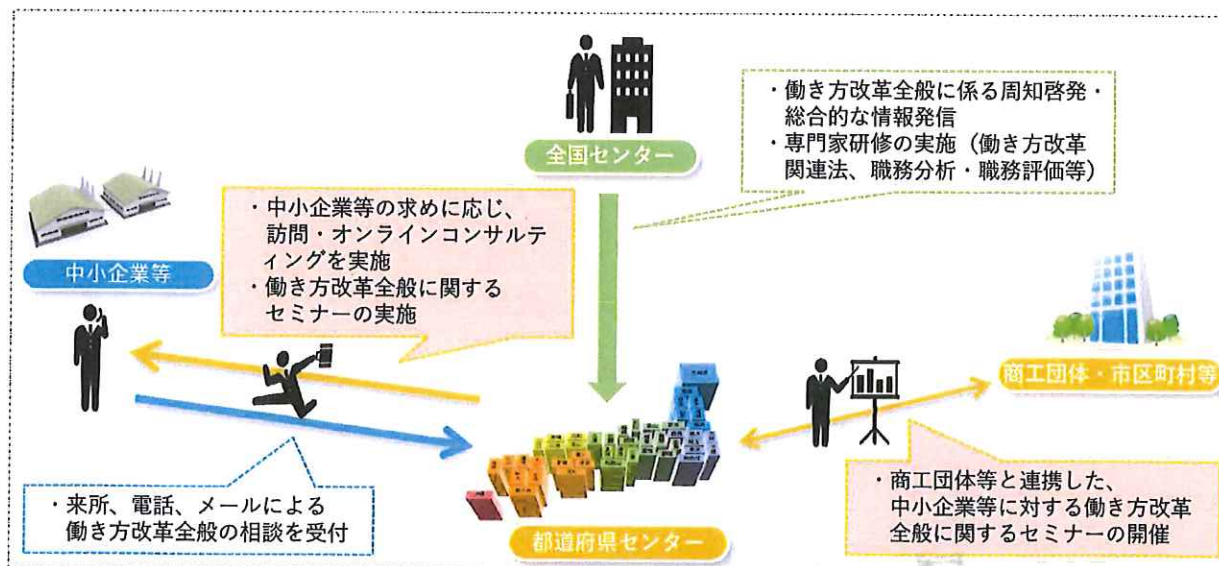
「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、**労務管理の専門家が無料で**、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組(※)に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

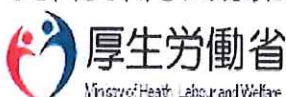
働き方改革に取り組みたい中小企業・小規模事業者の皆さま、是非ご相談ください！

※その他働き方改革を広く支援する取組とは…

- ・男性の育児休業取得促進の取組支援
 - ・仕事と育児や介護の両立支援
 - ・職場におけるハラスメントの防止措置の取組
 - ・良質なテレワークの定着促進
 - ・多様な正社員制度の導入支援
 - ・兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援
- など多様な働き方の実現に向けた取組に対応しています。



ひと、暮らし、みらいのために



コンサルティングをご希望の方は、
「働き方改革特設サイト」を御参照ください。



中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

厚生労働省 静岡労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクール Plus）

静岡働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



ワン・ストップ 無料相談

以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ✓ 運輸・建設業の2024年問題！
どうしたら良いの？
- ✓ 同一労働・同一賃金！
よくわからない？
- ✓ 業務効率化から始めたい
- ✓ 生産性向上で賃金アップ
- ✓ 時間外労働の上限規制
- ✓ 活用可能な助成金
- ✓ 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEB
セミナーを多数用意しております。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。

静岡働き方改革推進支援センター

受付時間（平日）9：00～17：00

〒420-0858

静岡県静岡市葵区伝馬町18-8

アミイテビル2F

電話

0800-200-5451

E-mail

shizuoka@task-work.com

ファックス

054-205-6137

ホームページはこちら




相談申し込みはこちら



Facebookはこちら



静岡働き方改革推進支援センター 



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAXまたはE-mailでもお申込みいただけます。

静岡働き方改革推進支援センター ワン・ストップ無料相談のご案内

静岡働き方改革推進支援センターでは、働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。

※令和6年度の申込期限は令和7年3月7日です。

●相談事例

- 新入社員の受入れについて相談したい
- 残業を減らしたい、36協定の作り方を知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- 同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか
- 就業規則を見直したい
- 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- テレワークへの対応はどうすればよいか
- 助成金を利用したいが、使い方が分からない
- ハラスメントの社内研修をしたい etc.....

詳しくはセンターHPまたは事務局までお問合せください。

静岡働き方改革推進支援センター【静岡労働局委託事業】(委託先:株式会社タスクールPlus)

所在地 〒420-0858 静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビル2階

受付時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く。

電話番号 0800-200-5451

FAX 番号 054-205-6137

メール shizuoka@task-work.com

URL <https://hatarakikatalkaiku.mhlw.go.jp/consultation/shizuoka/>

(QRコード貼り付け)



働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

相談申込書

 **054-205-6137**

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、shizuoka@task-work.com へ下記内容をお送りください。

事務所名・所属		
ご担当者名		
ご連絡先	住所	〒 -
	電話	() -
	Email	@
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 労働時間・年休等の労務管理 <input type="checkbox"/> 大企業等による「しわ寄せ」 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引き上げ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス関連 <input type="checkbox"/> 人手不足等 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> その他 ()	
	自由記述	
お答えの方法	<input type="checkbox"/> 専門家による訪問 <input type="checkbox"/> センターへの来所 <input type="checkbox"/> オンライン相談 <input type="checkbox"/> 電話・メール・FAXでの回答	

働き方改革推進支援センターをどこで知りましたか？ ※複数回答可 ※継続支援の場合は回答不要

- 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 業界団体 金融機関 よろず支援拠点
 センター HP 厚生労働省 HP 労働局 HP ハローワーク 労働基準監督署 地方自治体
 知人・取引先企業 案内ポスター・ちらし SNS その他 ()

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。

希望される専門家(HP参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。